

松江市告示第 366 号

松江市集会所整備事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金 交付の 対象期 間	1 略 2 この要綱の規定により、建物 賃借事業に係る補助金の交付を 受けた補助事業者に対する補助 金交付の対象期間は、初回の補 助金の交付決定のあった月から 起算して 10 年 <u>(当該期間内に建 物の賃借料を生じない期間があ るときは、10 年に当該期間を加 えた期間)</u> を限度とする。この場 合において、月の途中で補助を 受ける資格を失った場合におけ る補助金交付の対象期間は、補 助を受ける資格を失った日の属 する月の前月までとする。	補助金 交付の 対象期 間	1 略 2 この要綱の規定により、建物 賃借事業に係る補助金の交付を 受けた補助事業者に対する補助 金交付の対象期間は、初回の補 助金の交付決定のあった月から 起算して 10 年_____。 _____ _____を限度とする。この場 合において、月の途中で補助を 受ける資格を失った場合におけ る補助金交付の対象期間は、補 助を受ける資格を失った日の属 する月の前月までとする。
終期	令和 5 年 3 月 31 日	終期	令和 5 年 3 月 31 日

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。